

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

- 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成4年5月18日 参・本会議 宮澤総理大臣答弁）

地方交付税は、地方交付税法の規定によりまして、国税五税の一定割合をもって交付税とするものとされております。それが地方団体に法律上当然帰属するという意味において地方の固有財源であると申して差し支えないと考えております。

総 額：所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成12年度から）、消費税の29.5%（平成9年度から）、たばこ税の25%

種 類：普通交付税=交付税総額の94%、特別交付税=交付税総額の6%

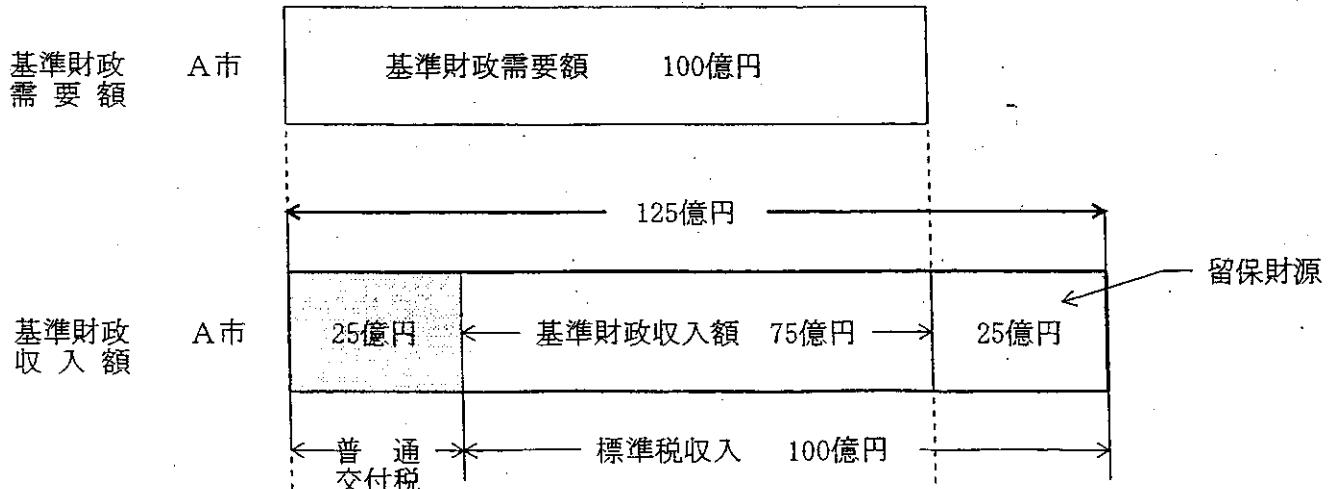
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

普通交付税の仕組み



2 地方交付税制度の概要

(1) 地方交付税制度の目的

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること（法1条）

◎財源の均衡化（財源調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

◎財源の保障（財源保障機能）

- ・マクロ…地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・ミクロ…基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

(2) 運営の基本

◎地方交付税の総額を財源不足団体に対し、平衡に交付しなければならない (法3条1項)

◎交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその使途を制限してはならない（法3条2項）

◎地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少なくとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない（法3条3項）

(3) 地方交付税の性格

◎地方団体共有の固有財源

地方交付税は、本来地方団体の税収入とすべきであるが、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分することとされており、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）という性格をもっている。

◎地方の一般財源

地方交付税の使途は、地方団体の自主的な判断に任されており、国がその使途を制限したり、条件を付けたりすることは禁じられている。

この点で、地方交付税は国庫補助金と根本的に異なる性格を有しており、地方税と並んで、憲法で保障された地方自治の理念を実現していくための重要な一般財源（地方の自主的な判断で使用できる財源）である。

◎国と地方の税源配分を補完

国と地方は相協力して公経済を担っており、歳出面での国と地方の支出割合（純計）は、約2：3となっており、地方の役割が相対的に大きい。

これに対して、租税収入全体の中における国税と地方税の比率は約3：2となっており、地方に配分されている税収は相対的に小さい。

地方交付税は、国と地方の財源配分の一環としてこうしたギャップを補完する機能を果たしている。

(4) 地方交付税の総額

① 法定 5 税分

- ・所得税及び酒税の 3.2%
- ・法人税の 3.2%
- (12年度から当分の間 3.5.8%)
- ・消費税の 2.9.5%
- ・たばこ税の 2.5%

② 特例加算分等

このほか、各年度の地方財政対策による、一般会計からの加算、借入金の返済などがある。

} 合算額

(5) 地方交付税の種類

① 普通交付税

- ・財源不足団体に対し交付

- ・交付税総額の 9.4%

② 特別交付税

- ・普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付

- ・交付税総額の 6%

(6) 普通交付税の額の決定

各団体毎の普通交付税額は次の算式で計算

$$(\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額(交付基準額)}$$

標準的な財政需要 標準的な財政収入

$$\text{◆ 基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(測定単位 1 当たりの費用) (人口、面積等) (寒冷積雪の差等)

(*) 各種の補正係数は、各団体毎の自然条件や社会条件等の違いによる財政需要の差を反映するもの

$$\text{◆ 基準財政収入額} = (\text{標準的税収入 (市町村分の税交付金を含む)} \text{ 及び} \\ \text{地方特例交付金の 7.5\% + 地方譲与税})$$

(7) 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

- ・基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、
- ・基準財政収入額に過大に算定された財政収入があること、
- ・普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

(8) 地方交付税の交付時期

- ① 普通交付税
- ・各地方団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付される。
- ② 特別交付税
- ・年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

地方特例交付金制度の概要

地方特例交付金については、平成11年度に創設された恒久的な減税に伴う地方税の減収額を補てんするため交付されるもの（第一種交付金）に加え、国庫補助負担金の見直しに伴う地方特例交付金（第二種交付金）が平成15年度に創設された。

1 第一種交付金

(1) 趣旨

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、地方特例交付金を交付する。

(2) 交付の対象

都道府県、市町村及び特別区

ただし、たばこ税増収見込額が減収見込額を上回る地方公共団体にあっては、地方特例交付金が交付されない。

(3) 交付総額

毎年度算定する恒久的な減税に伴う減収見込額の総額の4分の3に相当する額から、たばこ税の一部の地方への移譲及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てん額を控除した額

(4) 各団体への交付額

① 都道府県分

$$\text{交付額} = \boxed{\text{各県の減収見込額(ア+イ+ウ)}} \times \boxed{\text{基礎率}} - \boxed{\text{各県のたばこ税増収見込額}} - \boxed{\text{各県の法人事業税減収見込額}}$$

(注) 1. 減収見込額の内訳 ア：道府県民税所得割減収見込額
イ：“ 法人税割減収見込額
ウ：法人事業税減収見込額

2. 基礎率は、交付見込都道府県と不交付見込都道府県の別により異なる。
3. 法人事業税減収見込額は、不交付見込都道府県にあっては控除しない。

② 市町村分

$$\text{交付額} = \boxed{\text{減収見込額(ア+イ)}} \times \frac{3}{4} - \boxed{\text{たばこ税増収見込額}}$$

(注)
減収見込額の内訳 ア：市町村民税所得割減収見込額
イ：“ 法人税割減収見込額

1 / 4 は減税補てん債で補てんする。

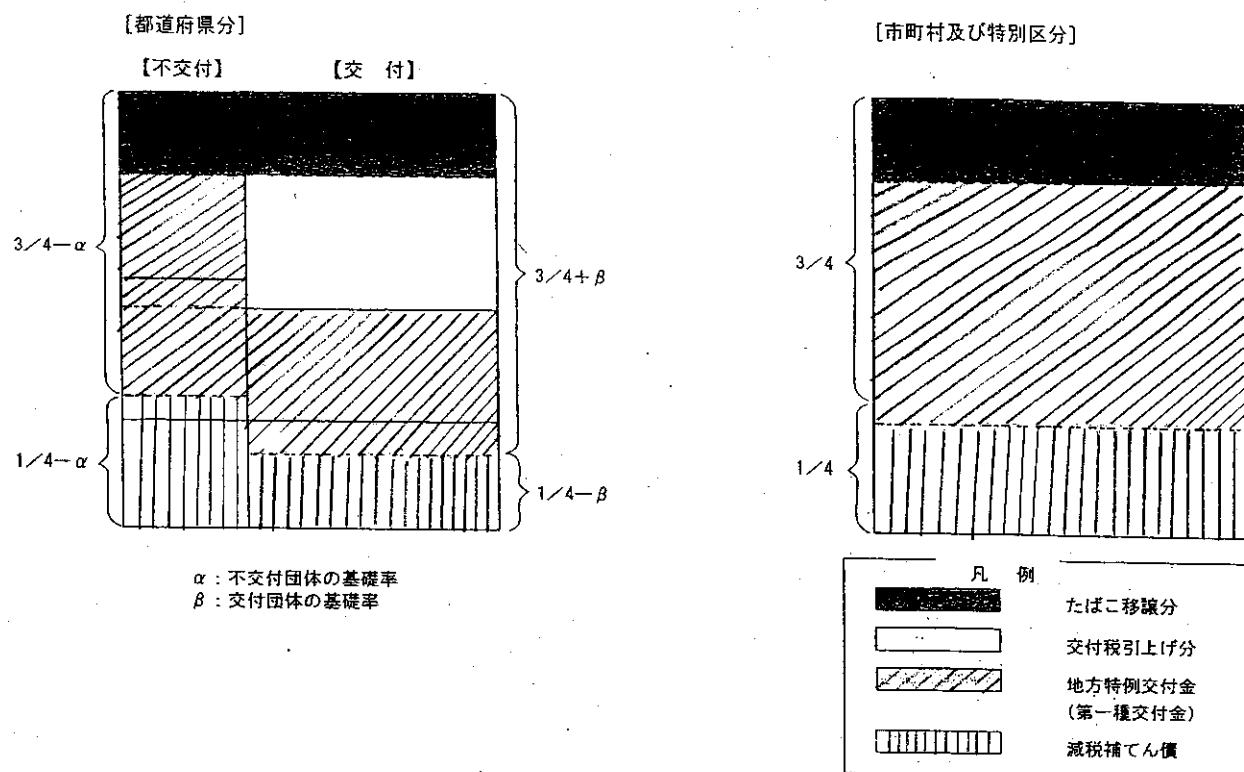
(5) 交付時期

4月及び9月

(6) 地方交付税の特例

- ① 第一種交付金について、都道府県、市町村それぞれ75%を基準財政収入額に算入
- ② 減税補てん債に相当する額について、都道府県、市町村それぞれ75%を基準財政収入額に特例加算
- ③ 減税補てん債の元利償還金の100%を基準財政需要額に算入している。

(7) 恒久的な減税に係る減収補てん措置のしくみ



(8) 地方債の特例

① 都道府県

当該団体の減収見込額に1から基礎率を控除して得た率を乗じて得た額について、地方財政法第5条の特例債(減税補てん債)を発行

② 市町村及び特別区

当該団体の減収見込額の4分の1に相当する額について、地方財政法第5条の特例債(減税補てん債)を発行

(9) 恒久的な減税に伴う地方財政措置

(単位：億円)

区分		平成14年度	平成15年度
減 収 見 込 額	個人住民税所得割 A	10,804	10,298
	法人住民税法人税割 B	3,149	2,873
	法人事業税 C	5,465	4,966
	計 A + B + C D	19,418	18,137
補 て ん 措 置	国のかたばこ税の一部移譲 (税率410円/千本を地方に移譲) E	1,281	1,250
	地方交付税率の引上げ (32% → 35.8% (32.5%)) F	4,246	3,463
	減税補てん債 D × 1/4 G	4,855	4,534
	地方特例交付金 D - E - F - G	9,036	8,890

配分実績	都道府県	2,376	-
	市区町村	6,660	-

2 第二種交付金

(1) 趣 旨

平成15年度から、国庫補助負担金の見直しに伴う暫定措置として、見直される国庫補助負担金の対象事業のうち、引き続き地方で実施する必要があるものに係る地方一般財源の所要額の2分の1に相当する金額を、一般財源として交付する。

(2) 交付の対象

都道府県、市町村及び特別区

(3) 交付総額

平成15年度において行われた国庫補助負担金（義務教育費国庫負担金、在宅福祉事業費補助金等）の見直しに係る地方一般財源の所要額の2分の1に相当する額

(4) 各団体への交付額

見直される国庫補助負担金の対象事業の実施主体に応じて、第二種交付金の総額を都道府県分総額と市区町村分総額に分別し、各都道府県及び各市区町村の人口（最近の国勢調査人口）により各々の総額をあん分して交付。

(5) 交付時期

4月及び9月

(6) 地方交付税の特例

第二種交付金について、都道府県、市町村それぞれ75%を基準財政収入額に算入

障障発第 0530001 号
平成 15 年 5 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

平成 15 年度障害者地域生活推進特別
モデル事業に係る国庫補助協議について

標記の国庫補助協議については、別紙様式により平成 15 年 6 月 18 日（水）
までに提出願いたい。

また、都道府県においては、管内市町村（指定都市・中核市を除く）分をと
りまとめの上提出願いたい。

(別紙)

I 地域生活移行事業協議書

都道府県・指定都市・中核市名

1. 指定市町村名

実施エリア	指定市町村名		
	近隣の市町村と広域的に実施する場合の市町村名		
	上記エリア内の総人口		
	相談支援事業実施の有無・開始年度		
	市町村障害者生活支援事業	有・無	年度
	障害児(者)地域療育等支援事業	有・無	年度
	精神障害者地域生活支援センター	有・無	年度

2. 事業実施者(委託する場合の委託先)

法人(団体名)	
施設名	
施設種別	
住 所	
電話番号	
FAX番号	

※複数の場合は別紙でつける。

3. 地域の状況

実施エリア内の障害者(児)数 (通所者は在宅障害者で数える。 施設入所者数は実施エリア内から 支給決定を受けている数を計上。)	在宅障害者(児)数		施設入所障害者(児)数	
	身体障害者		身体障害者	
	知的障害者		知的障害者	
	重症心身障害者		重症心身障害者	
	身体障害児		身体障害児	
	知的障害児		知的障害児	
	重症心身障害児		重症心身障害児	
実施エリア内で利用可能な 居宅支援の事業所数		デイサービス	ショートステイ	ホームヘルプサービス
	障害児			
	身体障害者			
	知的障害者			
	重症心身障害者			
	精神障害者			

4. 事業実施内容(実施体制)

(例)相談支援機関の所在の有無、地域生活移行後のフォローアップ、連絡調整会議に参加する機関等

5. 指定しようとする理由及び都道府県(指定都市・中核市)のバックアップ体制

所要額内訳(年 月実施予定)

経費区分	支出見込額	積算内訳
	円	円
合計		

Ⅱ. 地域生活支援ステップアップ事業協議書

都道府県・指定都市・中核市名

1. 指定市町村

実 施 工 ア イ ア	指定市町村名			
	近隣の市町村と広域的 に実施する場合の市町村名			
	上記エリア内の総人口			
	相談支援事業実施の有無	開始年度		
	市町村障害者生活支援事業	有	・	無
	障害児(者)地域療育等支援事業	有	・	無
	精神障害者地域生活支援センター	有	・	無

2. 地域の状況

地域の状況 実施工業内での障害者(児)数 (通所者は在宅障害者で数える。 施設入所者数は実施工業内から 支給決定を受けている数を計上。)	在宅障害者(児)数		施設入所障害者(児)数	
	身体障害者		身体障害者	
	知的障害者		知的障害者	
	重症心身障害者		重症心身障害者	
	身体障害児		身体障害児	
	知的障害児		知的障害児	
実施工業内で利用可能な 居宅支援の事業所数	重症心身障害児		重症心身障害児	
		デイサービス	ショートステイ	ホームヘルプサービス
	障害児			
	身体障害者			
	知的障害者			
	重症心身障害者			
指定市町村が希望する段階	精神障害者			
	(例) I → II			

3. 事業実施者(委託する場合の委託先)

事業実施者(委託)の項目の登記事項
法人(団体名)
施設名
施設種別
住所
電話番号
FAX番号

※複数の場合は別紙でつける。

4. 分野別選択事業

分野1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (いずれかに○を付ける)
選択の理由	
具体的な実施内容	
分野2	① ② ③ ④ ⑤ (いずれかに○を付ける)
選択の理由	
具体的な実施内容	
分野3	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (いずれかに○を付ける)
選択の理由	
具体的な実施内容	

5. 都道府県の指定しようとする理由

所要額内訳(年 月実施予定)

経費区分	支出見込額	積算内訳
	円	円
合計		